

投資信託取引報告書等の電子交付サービスご利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様への書面の交付に代えて、当行が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織(当行または当行が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客様またはお客様が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客様と当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

第2条（本サービスの内容）

当行は、お客様に対し電磁的方法により取引にかかる書面を交付すること（「<NCB>電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。

第3条（法令等の遵守）

本サービスの利用にあたっては、当行およびお客様は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあり、本サービスは変更後の規定に従うこととします。

2. この規定に定めのない事項については、「NCBダイレクトご利用規定」により取扱います。

第4条（書面の種類）

当行が、本サービスにより交付できる、第2条の書面の種類は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律等に定められている交付書類のうち、目論見書及びこれと一体となる補完書面とします。

第5条（本サービスの方法）

当行が行う本サービスは、「NCBダイレクト」のホームページ（以下「当該ホームページ」といいます。）において、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業者等に関する内閣府例」第56条第1項第1号ニの方法）により行います。

2. 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取扱うものとします。

（1） 当行は、お客様が電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、当該ホームページ上で閲覧に供します。

（2） 電子書面は Adobe Reader 6.0 以上により閲覧できる PDF ファイルとします。

(3) 本規定に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。

(4) OS等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。

(5) 当行はお客様に対し、電子書面が当該ホームページ上に記録される旨、または記録された旨の通知を行うものとします。

(6) 当行は、お客様が電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。

(7) 当行は以下の場合を除き、当該信託契約期間の終了日またはお客様が当該投資信託を解約した日より5年間、当該ホームページ上に電子書面を閲覧に供するものとします。

A. 当行が当該電子書面について、紙媒体による目論見書等の交付を行った場合

B. 当行がお客様より他の電磁的方法等(電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくは目論見書等を記録したフロッピーディスクまたはCD-ROM等を交付する方法等)による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合

(8) 当行は当該ホームページにおいて閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客様が閲覧可能な状況を維持するものとします。

第6条（本サービスの利用の申込み）

お客様は、当行所定の方法により本サービスの利用を申込みものとします。

2. お客様は、当行から行う本サービスを包括的に申込みものとします。

第7条（本サービスの提供条件）

当行は、以下の条件のもとに、お客様に対し本サービスを提供するものとします。

(1) お客様は当行において既に「投資信託受益権振替口座管理約款」に基づく投資信託振替決済口座をご利用いただいていること。

(2) お客様は「NCBダイレクト」で投資信託サービスをご利用いただいていること。

(3) お客様は常にインターネットを利用できること。

(4) 電子書面が、お客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録され、お客様は、この記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること（具体的には、プリンター等を保有されていること）。

(5) お客様は、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式はAdobe Readerの最新のバージョンをご用意いただくものとします。

(6) お客様は、本サービスを利用するために必要なOS等をお客様の電子計算機にご用意いただくこと。

(7) お客様は、本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること。

第8条（お客様の承諾事項）

当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、お客様に承諾をいただきます。

(1) 第5条第1項に定める本サービスの方法

(2) 第5条第2項第2号に定める電子書面の記録方式

2. 当行は、目論見書等の種類または商品毎に、本サービスの提供が開始される旨を当該ホームページ上にて通知致しますが、その開始以前は紙媒体による目論見書等の交付を行うことについて、お客様に承諾をいただきます。

3. 当行はお客様にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する可能性があることについて、お客様に承諾をいただきます。

第9条（解約）

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

(1) お客様が、当行所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当行がこれを確認した場合。

(2) お客様が、第3条に定める法令等に違反した場合。

(3) お客様の「投資信託受益権振替決済口座約款」に基づく投資信託振替決済口座の契約が解約された場合。

(4) お客様が第5条第2項第3号に定める本規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合。

(5) お客様が第5条第2項第4号に定めるOS等の変更に関する通知を受け、その変更後にお客様の電子計算機において当該OS等が備わっていない場合。

(6) 当行の判断により、当行の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。

2. お客様が「NCBダイレクト」の投資信託サービス利用を解約した場合は、本サービスについても同時に解約していただくものとします。

第10条（免責事項）

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

(1) 当行が、第4条に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること。

(2) 第8条第3項のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること。

(3) 第9条の定める本サービスの解約。

(4) 当行に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により目論見書等を交付すること。

(5) 当行に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。

第11条（合意管轄）

本サービスに関し、お客様と当行の間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、当行は、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を指定することができるものとします。

以上

(平成19年9月1日現在)